

# あす 未来へ

発行/龍ヶ崎市 編集/総合政策部企画課  
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地  
TEL 0297-64-1111(代表) 内線363 FAX 0297-60-1583  
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>  
E-mail [kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp](mailto:kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp)

## 佐貫駅と周辺地域を起点とした 活性化策を検討中!

～子どもたちの「みらい」へ～



### 龍ヶ崎市の地方創生に向けた取り組み

P 2～P 5

### 地域防災力の向上で元気なまちづくり

P 6～P 8

9月1日  
「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」が施行します

P 10

# 龍ヶ崎市 政策情報誌

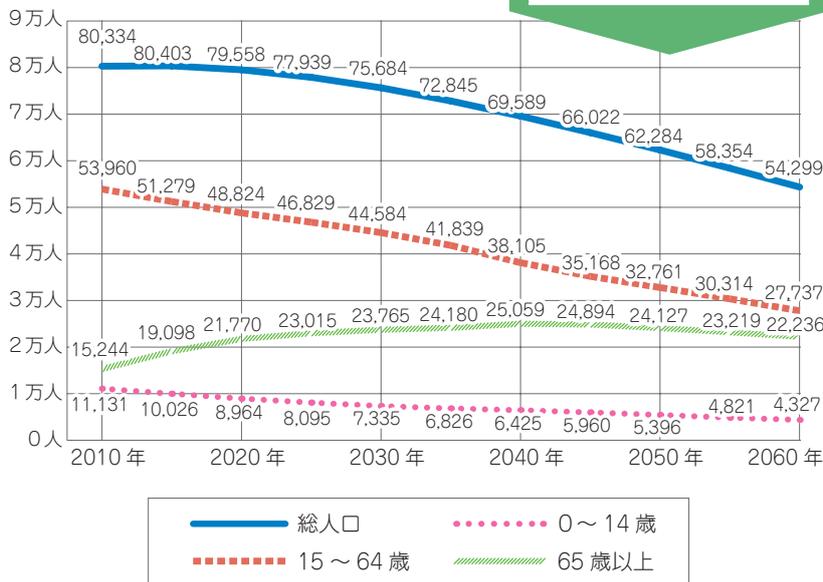


2015. 8  
第16号

# 龍ヶ崎市の 地方創生に向けた取り組み

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 361

龍ヶ崎市将来人口推計  
(社人研準拠)



- **自然増減**：死亡数が出生数を上回る自然減の状況にあります。
- **社会増減**：転出者数が転入者数を上回っています。特に20～30歳代の若年層の転出超過が顕著となっています
- **方向性**：人口ビジョンの中で、人口減少の抑制や人口構造の改善を掲げる予定です

## まち・ひと・しごと 創生の要請

現在、急速に進行している少子高齢化や人口減少は、わが国の将来を左右する大きな課題となっています。2008年の1億2808万人をピークに人口は減少に転じ、2060年には9000万人を下回ると推計されています。

国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、今後目指すべき将来の方向を提示する「長期ビジョン」と、これを実現するため、今後5カ年の目標、施策や基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定しました。まち・ひと・しごと創生は、人口

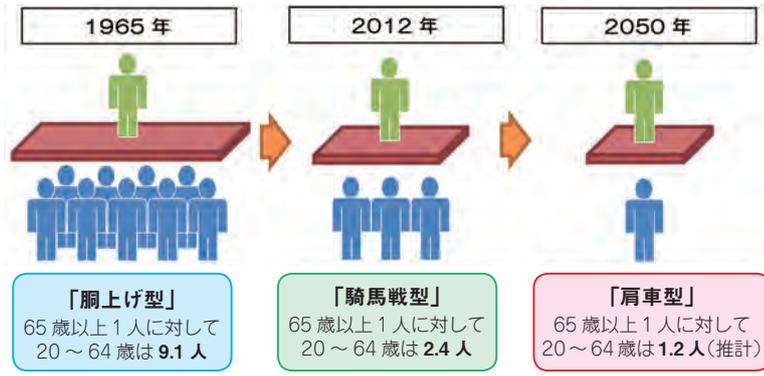
## 急速に減少する人口

本市の人口は、昭和50年代後半からのニュータウン開発などにより増加傾向にあり、1995(平成7)年の国勢調査では人口増加率が全国第2位を記録するなど順調に推移してきました。しかし、2010(平成22)年の8万334人(国勢調査)をピークに人口は減少に転じています。このまま有効な対策を講じなければ、2040(平成52)年には約7万人を下回り、2060(平成72)年には、現在の人口から3割以上も減少して5万人台と見込まれています。しかも、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢人口は増加が見込まれます。このような、人口の減少や人口構造の変化は、まちの活力の低下や地域経済の衰退へと



減少克服と地方創生を合わせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すものです。全ての地方自治体が取り組むべき重要な課題となっています。

つながる可能性があり、税収の落ち込みなどから公共サービス・事業などへの悪影響が懸念されます。



(出所) 総務省「国勢調査」「人口推計」、社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」

## 持続可能な地域を目指し 2月から検討を開始

そこで、本市では、「龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生推進本部」を本年2月に設置し、今後どのような対策を講じるべきか検討を始めています。さらに、産業界や金融界・教育機関・労働

団体・市民団体などで構成する「龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生有識者会議」において広く意見を伺っています。また、先月には市民アンケート(4000人抽出)を行いました。今後は、意見交換会やパブリックコメントなど、市民の皆さんのご意見をいただき、平成27年中の人口ビジョンおよび総合戦略の策定を目指して作業を進めていきます。



## 人口問題の現状認識と将来像の共有「人口ビジョン」

人口ビジョンは、本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に対する基本的認識の共有を図るとともに、取り組むべき方向性と将来の姿を展望します。出生率の向上など人口構造へのアプローチを含むことから、2060(平成72)年までの長期的な計画を予定しています。

## 向こう5カ年の施策を提示

### 「総合戦略」

総合戦略は、本市のビジョン達成に向けて国・県の総合戦略などを勘案しながら、課題解決に向けて、本市の実情に即した基本目標や施策、事業を示してまいります。2015(平成27)年から向こう5カ年の計画期間を予定しています。

## 早期の対策が肝要

### 「先行的取り組みに着手」

私たちは、少子高齢化という人口構造の変化と人口減少の同時進行という、これまでに経験したことがな

い時代を迎えており、これに的確に対応することが求められています。このような構造的な課題を克服し改善するためには長い期間を要することから、できるだけ早期に対策を講じる必要があります。そのため本市では、まちづくりの最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」に基づき展開している施策に加え、地方創生の実現に向けた施策の一部について平成27年度当初予算に計上し、すでに先行的な取り組みを始めています。これらの施策の連携による相乗効果の早期の発現を目指すものです。

## 参考

### 国が目指す地方創生

- 2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。
- 人口減少による消費・経済力の低下は、日本の経済社会に対して大きな重荷となる。
- 国民の希望を実現し、人口減少に歯止めをかけ、2060年に1億人程度の人口を確保する。
- まち・ひと・しごと創生は、人口減少克服と地方創生をあわせて行うことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指す。

国の総合戦略では、3つのポイントを示しています。

- ① 東京への一極集中の是正
- ② 若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現
- ③ 地域の特性に即した地域課題の解決

国では、これらを達成するため、4つの基本目標を掲げています。

### 基本目標

- ◆ 地方における安定した雇用を創出する
- ◆ 地方への新しいひとの流れをつくる
- ◆ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ◆ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する



**先行的取り組みの視点**

地方創生の先行的な取り組みの視点は、大きく3つになります。

**1 定住促進と交流人口の増加**

東京一極集中の是正・選ばれるまち・

若者・子育て世代などの定住促進や交流人口の増加を図るため、主要な交通結節点である佐貫駅周辺地域の活用に向けた事業や総合運動公園のリニューアル事業など、賑わいの創出に効果が期待される事業を進めています。

**2 子育て環境日本一に向けた教育・子育て環境の充実**

若い世代の希望の実現・少子化対策・

子育て世代が、安心して子どもを産み育てられるよう、子育てや教育環境の充実を進めています。

**3 他市に誇れる安心・安全な生活環境づくり**

市民が安心・安全に生活できる環境整備を進めるとともに、防災力の向上に努めています。

**地方創生に向けた 主な先行的な取り組み (平成27年度)**

**佐貫駅周辺地域の整備**

■ 佐貫駅周辺地域整備基本構想(グランドデザイン) 策定に着手  
平成27年8月～28年7月

まちづくりの基本的考え方や方向性を整理し、東京圏の幹線鉄道である常磐線佐貫駅周辺地域の立地性を生かした定住促進や牛久沼を交流空間として活用するなど、地域の特性や期待される役割・機能を踏まえた将来像や目標を設定したうえで、グランドデザインおよび実現方策などを検討します。

**定住促進、雇用機会などの賑わいづくりのための基盤整備**

- ゾーニングおよび整備方針の検討
- 事業手法、想定概算費用、成功事例および課題整理
- 事業の実現性を重視し、短期・中期・長期スケジュールに整理



**佐貫駅東口ロータリー改修**

平成27年度交通調査・解析

- 渋滞緩和と安全性向上
- 駅前広場の整備など



**都市計画道路佐貫三号線延伸**

平成27年度基本設計

- 牛久市方面とのアクセス向上
- 佐貫四丁目から県道八代庄兵衛新田線を直結

**駅前子ども送迎ステーション**

駅前前の保育施設から各保育施設へ送迎

- 平成27年度施設整備
- 平成28年度開設目標
- 子育てと仕事の両立
- 保育所の偏在を調整



**常磐線佐貫駅の駅名改称**

認知度向上、選ばれるまち(定住促進)へ向けた知名度アップ  
平成29年4月1日目標

**佐貫排水雨水貯留施設設置**

平成27年度実施設計

- 平成28年度整備 貯留量約840トン
- 浸水被害を防止するため、雨水を貯留して排水量を調整

**賑わいづくり**

■ 新都市拠点開発エリア(竜ヶ崎駅北地区)の事業化調査  
平成27年度事業化調査

**道の駅整備基本構想策定**

平成27年度基本構想策定

- 牛久沼の自然・景観を生かした安らぎと賑わいの場
- 平成31年前半オープンを目標

- 牛久沼などの自然を活かし、家族が心安らげる場
- 風を感じながら心いやせる場
- 富士山や筑波山を活かした名所づくりを目指す場



**4年後の茨城国体前にオープン!**



- 本市の認知度・イメージアップ
- 住まいの優位性発信の場
- 本市の魅力再発見の場

- 生産者と購入者の交流の場
- 生産者同士の交流の場
- 新たな商品展開創出の場



### 交流人口の増加

- 総合運動公園リニューアル事業  
平成27年度バックスタนด์整備
- スポーツ健康都市として環境整備・市民に広く活用
- スポーツ合宿などによる交流人口の増加
- 照明設備などの整備（平成28年度以降）

### 教育・子育て環境の充実

- 子育て支援の充実  
平成27年4月子育て支援コンシェルジュ配置
- 保育待機児童ゼロの継続
- 学童保育（小学6年生まで）待機児童ゼロの継続
- 移動式赤ちゃんの駅の整備
- 駅前子ども送迎ステーションの整備など



### 教育支援の充実

- 学力の向上（市独自の少人数措置など）
- 英語指導助手（AET）の充実
- 長山小学校・久保台小学校保育ルーム空調機増設工事



### 安心・安全な生活環境づくり

- LED防犯灯設置工事（全地区約7000基）
- 交差点や公園への防犯カメラの設置
- 小型動力ポンプ付水槽車の配備・消防ポンプ自動車の更新
- 乳幼児およびアレルギー対応備蓄品の充実など



### 地方創生は 連携・協力した取り組みの 継続により達成

そうならないために、本市では、本誌で紹介したような先行的な取り組みに加え、本年中に策定する「龍ヶ崎市版総合戦略」による施策などを順次実行していきます。その際、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域の基盤構築につながる効果が発現するよう関連する取り組みを一体化（政策パッケージ化）して推進します。

地方創生は、行政の取り組みだけでは実現できません。市民の皆さんや民間企業、金融機関など、地域全体が現状や課題について共通の認識を持ち、その課題の解決に向けて連携・協力した取り組みを継続することにより達成されるものと考えます。都市機能を高めつつ、豊かな自然環境を生かし、安全で安心な暮らしを守り、活力ある「ふるさと龍ヶ崎」を次の世代に引き継いでいくため、地方創生の取り組みを推進します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



人口減少に伴う悪影響は、私たちの日常生活においては実感しづらいことから「静かなる危機」と呼ばれています。ところが実際は、人口は急速に減少する一方で、人口を増加させるためには、有効な対策を講じても数十年もの歳月を必要とします。このため、経済規模の縮小や生活水準の低下が懸念されることとなり、地域の持続性にも危険信号がともることとなります。

# 地域防災力の向上で 元気なまちづくり



■問い合わせ：危機管理室危機管理政策グループ☎内線 348

平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の第2条では、「地域防災力とは、住民一人一人が自ら行う防災活動（自助）、自主防災組織、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動（共助）並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動（公助）の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう」としています。地域防災力とは、ただ単に「住民による主体的な取り組み」だけでなく、「公的機関による取り組み」や「相互の連携協力」による「地域による総合的な防災体制及びその能力」(図1)としています。「地域防災力」という言葉を聞くと、

## 地域防災力とは

阪神・淡路大震災時の神戸市では、救助された人のうち9割以上は自力または市民による救助、いわゆる自助・共助による救助でした。大地震が発生し、広域に被災すると、通信機能の不全、消防・救助・救急・医療分野や応急対策に携わる自治体職員などの圧倒的な資源不足に直面するほか、ライフラインの損壊と交通渋滞の発生などにより、行政による救助・支援活動（公助）に限界が生じてしまいます。大災害の教訓として、地域住民の生命身体・財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、自助・共助の重要性を理解し、自助・共助・公助の力を最大限に結集し、日頃からの地域防災力を高めていくことが極めて重要であることが明らかになりました。今回は、大地震発生時の**地域防災力の向上**に焦点をあて、市の地域防災力向上の取り組みについて紹介します。

単に地域住民の力という印象を持ちますが、そうではなく「地域の総合的な防災力」のことなのです。

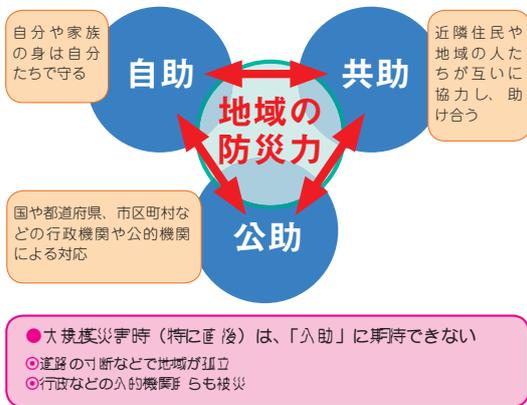


図1 地域の防災力

## 地域防災力の重要性について

阪神・淡路大震災における救助活動において倒壊家屋からの救助のうち、「自力または家族で」と回答した方が66・8%、「友人・隣人」と回答した方が28・1%、「救助隊に」と回答した方はわずか1・7%でした。

また、神戸市内で消火活動の有無が判明した現場94件中、住民による消火活動が行われたのは約8割となっています。大災害における初動対応においては、自助・共助が中心であり、その働きが地域防災力の向上に必要不可欠です。

## 地域防災力向上の取り組み

人命救助には、「72時間の壁」が存在し、その時間が生命を維持できる限界であるといわれている一方で、大地震が発生した場合に自らも被災した公的機関の活動が開始される時間とされています。このことから、地域が自己完結的に72時間いわゆる3日間、大地震に立ち向かえる地区の防災拠点の整備が極めて重要です。

平成26年8月、震度5強以上の地震が発生した場合、自動解錠する防災ボックスをコミュニケーションに設置すると同時に地区活動拠点制度を立ち上げました。地区活動拠点は、地区と市がMCA無線機などで結ばれ、知恵を出し助け合いながら災害に立ち向かう自己完結性のある拠点です(図2)。

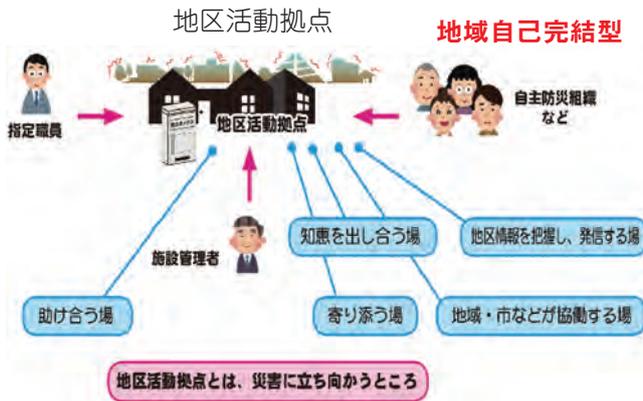
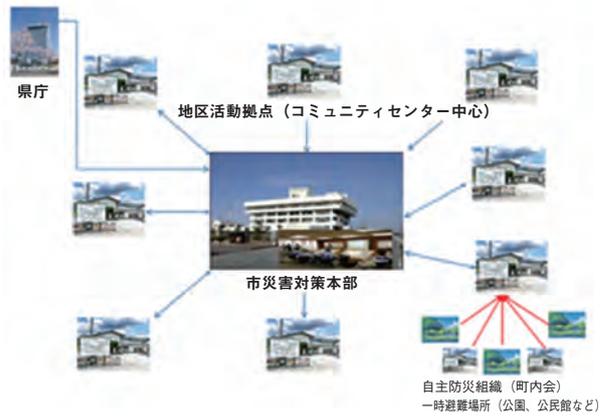


図2 地区活動拠点のイメージ



主要防災設備など(コミュニティセンターなどに設置)



図3 地区活動拠点防災設備

地区活動拠点の整備への取り組み  
①地区活動拠点設備の整備

地区活動拠点には、独立的に3日間災害に立ち向かう拠点として、地区の被害状況や要請事項を市災害対策本部に連絡できるMCA無線機や、人命救助資機材および3日間程度の避難所生活に必要な飲料水・食料・生活物資などを備蓄する防災コンテナ、防災井戸などを設備しています。

さらに、コミュニティセンターに設置した防災ボックスは、震度5強以上の地震が発生した場合に自動解錠し、速やかに地区活動拠点が開設できるようにコミュニティセンター・防災コンテナ・小中学校体育館などの鍵を保管しています(図3)。

②地区活動拠点指定職員(以下「指定職員」)の指定

指定職員は、勤務時間以外において市内で震度5強以上の地震を観測した場合は、自己の安全および家族の安全などを確認後、おおむね30分以内に、指定された地区活動拠点まで徒歩または自転車などで参集します。

参集後、地区の自主防災組織の皆さんや施設管理者と密接に連携して市災害対策本部へ地区の被災状況の報告や地区からの要請、避難所開設などの初動対応を速やかに行います。

地区・小学校・市災害対策本部との合同防災訓練への取り組み

地区活動拠点の物的資源の整備や指定職員などの人的資源の整備により、地区の皆さんとの連携した訓練を行い実行性の向上を図っていく段階となりました。

平成26年11月、市では初となる、龍ヶ崎地域コミュニティ協議会・龍ヶ崎小学校・龍ヶ崎市災害対策本部の合同防災訓練を行いました。今後は、地区単位の合同防災訓練と、小貝川市民運動公園で行う市民防災フェア総合防災訓練を、毎年交互に実施する予定です。

合同防災訓練の目的は、市内での大地震発生を想定し、地区活動拠点を中心として、地区および市災害対策本部の災害情報の収集・共有、人命救助体制の確立、避難所設置運営

などの連携強化による初動対応能力の向上です。その概要を紹介します。

①想定と各組織などの初動対応(図4)

**① 大地震発生**  
11月16日(日)午前8時頃、防災行政無線は、緊急地震情報を放送。茨城県南部を震源とする震度6弱の地震が発生。首都直下地震「茨城県南部地震」被害想定規模の被害が発生する予想(木造5500半壊以上、死者60人、負傷者740人、避難者4900人、ライフライン一部不能)。

**② 市民の初動**  
身の安全の確保。地区集会所(集会場、公園など)に避難。

**③ 住民自治組織の初動**  
初期消火、人命救助活動。地区避難場所での安全確認、特に乳児搬送。指定避難所(コミュニティセンター、小学校)への避難誘導。

**④ 地域コミュニティ協議会の初動**  
住民自治組織の安全確認や人命救助活動。防災委員等役は指定避難所に参集して避難所の表裏・運営開始。

**⑤ 学校の初動**  
学校は登校中であり、学校で避難行動を実施。その後、避難所表裏を協力および避難誘導。

**⑥ 市災害対策本部の初動**  
災害対策本部を襲撃して、速やかに心乱し対策活動実施。速やかな避難所班を指定避難所に派遣。

**⑦ 消防署・消防団の初動**  
全庁を持って速やかに消火。救援活動開始。

図4 想定と各組織などの初動対応



①住民の一時避難。近隣の地区避難場所へ避難（安否確認など）  
 ②自主防災組織（住民自治組織）ごと指定避難所へ移動  
 ③指定避難所の小学校へ避難  
 ④住民による避難所設置・運営  
 ⑤児童の避難所設置手伝い  
 ⑥コミュニティセンターに福祉避難所を設置  
 ⑦近隣の住民による負傷者の救助  
 ⑧災害対策本部のMCA無線機による状況把握  
 ⑨災害対策本部の指揮所活動

図5 地区合同防災訓練のイメージ(龍ヶ崎コミュニティ協議会等合同防災訓練)

◎地域コミュニティ協議会は、自主防災組織（住民自治組織）の安否確認状況の把握、避難所を開設運営。  
 ◎小学校は、身の安全を守る避難行動、保護者への引渡し。その後、避難所設置などの補助。

**今後の地域防災力強化に向けた取り組み**  
 関係防災機関・防災協定企業などの地域防災訓練への参加  
 平成26年度の地区防災訓練には、消防署のほか、警察署、日本赤十字社、社会福祉協議会の参加がありました。



◀大和ハウス工業(株) 龍ヶ崎工場 資材提供

衛星電話通信訓練▶

また、平成27年6月の長戸地区土砂災害防災訓練には、防災協定締結事業所の大和ハウス工業(株)龍ヶ崎工場の訓練参加がありました。このように、地区防災訓練に防災関係機関や地域内の事業所が訓練に参加することで重層的で、さまざまな視点からの訓練効果が期待されます。  
 今後、市では市民の皆さんが主体的に実施する地区防災訓練などを積極的に支援・助言し地域防災力の向上を図っていく方針です。本年度は、市内ほとんどの地区で児童を含む地区と小学校が一体となった防災訓練を行う予定であり、この訓練に防災関係機関や地区内に所在する防災協定締結事業所の地域防災訓練への参加を依頼していきます。



炎に見立てたコーンに向け消火活動を行う参加者(龍ヶ崎市川原代町)

▲平成27年6月25日付 茨城新聞掲載

**防災士・消防団のリーダーシップの発揮**

これまで地区防災訓練においては、訓練企画は地区の役員の方々が計画立案し、訓練指導は、主に消防職員などが行ってまいりましたが、平成26年度に実施した川原代地区防災訓練においては、防災士の指導のもとで訓練が行われ、さらに今年6月には、防災士の訓練指導能力の向上を目指す訓練を実施しました。  
 また、平成27年度から、地区防災訓練において消防団員が訓練指導する体制づくりに取り組んでいます。  
 このように消防団員や防災士の皆さんが、平常時、訓練企画や訓練指導できる体制を確立し、災害発生

時に地域防災力の中心として自信をもってリーダーシップを発揮できる体制の確立を目指します。



▲消防団員への訓練指導法訓練

**自助の推進**

地域防災力は市民一人一人の力の結集です。地域防災力を発揮するためには、何と言っても一人一人がまず、被災者にならないことです。

平成26年度に実施したインターネット市政モニターおよび市メール配信システムなどによるアンケート調査(回答…330人)の結果をみると、自助の対策が十分に行われているとはいえない状況です。(図6)  
今後、出前講座や地区防災訓練など直接市民の皆さんと相對する場などにおいては、自助活動の啓発を行っていきます。その際、全戸配布している「防災の手引き」の活用方法などについて説明していきます。

注…PDCAサイクルとは、P (Plan) Ⅱ災害対応のための基盤づくり、D (Do) Ⅱ訓練を実施して機能を発揮できるかどうか試す、C (Check) Ⅱ訓練結果を評価・検証し、課題を明らかにして改善策を検討、A (Action) Ⅱ改善計画を着実に実行する。

	質問	回答	割合
1	ご自宅は耐震または免震の建物ですか？	わからない	29.7%
2	ご自宅は家具類の転倒防止策を行っていますか？	実施していない または不明	33.3%
3	ご自宅に消火器はありますか？	ない	50.9%
4	ご自宅に水・食料を備蓄していますか？	備蓄なし	18.2%
5	通電火災対応を行っていますか？	何も行って いない	45.2%
6	全戸配布の防災の手引きを活用しているか？	している	10.0%

図6 大地震に対してどのように備えていますか (アンケート調査)

**地区防災計画の策定**

災害対策基本法の改正により、地区の防災活動の促進を目的に、一定の地区の住民や事業者(以下「地区居住者等」)による自発的な活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

また市町村の「地域防災計画」の中に、新たに地区居住者などが主体的に作成する「地区防災計画」を登

載することも可能となっています(図7)。

地区防災計画は、地区居住者等による自発的なボトムアップの防災活動に関する計画です。「地区防災計画」の作成は、PDCAサイクル(注)により地域防災力の特段の向上が図れます。

市では、市民の皆さんが、輕易に計画が策定できるように「地区防災計画ガイドライン」を作成しました。市は、計画作成にあたり早い段階から地区の皆さんに解説やアドバイスをを行い積極的に支援していきます。

**2 地区防災計画**

地域コミュニティにおける防災活動の促進を目的に、市町村の一定の地区の住民や事業所による自発的な活動に関する「地区防災計画」を法的に位置づけた「地区防災計画制度」が平成25年6月の災害対策基本法の改正で創設され、平成26年4月施行。



図7 地区防災計画

**おすびに**

首都直下地震が30年以内に70%の確率で発生すると言われていています。こうした大地震が発生したとき、その初動において地域防災力が最も重要となります。

市の最上位計画「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では、重点戦略「安心と住みよさが実感できる生活環境づくり」において、「総合的な防災体制の強化」や「地域における防災体制の強化」などにより、安心安全なまちづくりに取り組むこととしています。

また「平成26年度版防災白書」では、地域の生命・財産など大事なものを守る地域防災力は、まちづくりそのものであり、「地域コミュニティの活性化」と地域防災力は表裏一体の関係にある」としています。地域防災力の向上は、地域コミュニティの活性化を通して、地区の実情に応じたきめ細かいまちづくりにも寄与する可能性があると述べられています。

昨今、人間関係の希薄化、少子高齢化など地域コミュニティの弱体化が危惧されていますが、市では地域防災力の向上も含め、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

今回は、地域防災力向上の取り組みの一端を述べさせていただきましたが、市民の皆さんのさまざまな視点からのご意見をお待ちしています。

## 9月1日「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」が施行します

龍ヶ崎市を暮らしやすい、より良いまちにするために市民の皆さんの主体的なまちづくりへの取り組みを応援し、市民、議会および執行機関が連携・協力してまちづくりを進めていくための基本的な考え方やルールを定める「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」が9月1日に施行します。

市では、この条例の制定をスタートラインとして、「龍ヶ崎市に住んで良かった、これからも住み続けたい」と心から思えるまちづくりを進めていきたいと考えています。

### ●まちづくり基本条例に関するQ&A

**Q** なぜ、まちづくり基本条例は必要なの？

**A** 「協働によるまちづくり」を進めるためです。

少子高齢化、人口減少が進み、ライフスタイルがますます多様化する中、防犯・防災、子育て支援や高齢者の見守りなど、さまざまな分野で行政サービスへの市民ニーズが高まっています。公共サービスを維持し、持続可能なものとしていくには、市民・議会・執行機関がそれぞれの役割を明らかにし、これまで以上に連携、協力してまちづくりを進めていくことが重要です。



**Q** まちづくりへは必ず参加するの？

**A** まずはまちづくりに関心を持つことが大切です。

市民の皆さんは、まちづくりの主体です。地域などで行われるまちづくりにまず関心を持ち、可能な範囲で関わることが大切であると考えています。なお、参加は自主的に行われるべきものであり、参加しないことで不利益な扱いを受けることはありません。

### ●協働によるまちづくりのしくみ

#### 市民とは…

龍ヶ崎市内に住所のある方（住民）のほか、市外からの通勤・通学者、市内に事業所のある事業活動を行う方、市内で公益活動を行う方などをいいます。

## 市民



- 市は、政策形成過程、実施および評価の各段階において、その場に参加したり、さまざまな方法で市政に対する市民の意見の表明や提案を行うことができます。
- 市は、まちづくりの主体として、市政に関するさまざまな情報を知ることができます。
- 市は、まちづくりの主体として、自主的にまちづくりへの参加に努めます。
- 市は、地域コミュニティの担い手として活動を支え、市民の意見で活動への参加や協働に努めます。

#### 地域コミュニティ

■ 地域コミュニティは、地域に関わる多様な主体と連携および協力を図り、さまざまな分野にわたる特色ある活動を通じて、地域の課題を自分たちで解決し、安心で安全な住みよい地域社会づくりに努めます。

※ 「地域コミュニティ」とは、一定の地域を基盤とした住民の組織または住民同士のつながりであり、住民相互の信頼および連帯により、当該地域に関わるさまざまな活動を自主的および自立的に行う組織および集団をいいます（区、自治会、町内会などの住民自治組織など）。

## まちづくりの基本理念

市民福祉の向上を図るため、「協働によるまちづくり」を推進します



## 議会

- 議会は、市政上の重要な意思を決定するとともに、執行機関のチェックを行い、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- 議会は、より積極的な情報提供を行い、市民と議会が情報を共有することで、議会に対する市民の関心を高め、開かれた議会運営に努めます。
- 議会は、市民の意思を積極的に把握し、市政に反映させるよう努めます。

## 執行機関

(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、産業委員会、特定資産評価審査委員会)

- 市長は、市民福祉の向上のため、公正かつ誠実に市政運営を行います。また、市政運営に当たっては、市民の意思を十分に反映させます。
- 執行機関は、所掌事務を市民の判断と責任において、公正かつ誠実に処理します。また、執行機関相互の連携および協働を図りながら、市民の参加および協働を基本とした市政運営を推進します。
- 職員は、市民の信頼にこたえ、公正かつ誠実に職務を遂行します。また、積極的に知識の習得および能力の向上に努めます。

龍ヶ崎市まちづくり基本条例の内容やポイントなどについて、イラスト入りで紹介した「リーフレット」を作成しました。リーフレットは、市役所本庁舎3階企画課、各コミュニティセンターなどの公共施設で配布しています。